

# 二〇二一年春季統一要求書

新型コロナウイルスの感染拡大のもと、緊急事態宣言が発出され不要不急の外出自粛が要請されている中、自教業界の各職場では多くの職場が繁忙期を迎えています。私たち自教労働者は、教習生のニーズや高齢者講習の実施など社会機能を維持する為に、感染リスクを負いながらも日々働いています。また、教習生のニーズに応える取り組みの他、「自らが感染しない・教習生や職員に感染させない」ための体調管理や行動自粛、消毒作業の徹底など努力を重ねているなど、二一春闘では働く価値に見合った賃金水準に引き上げる必要があります。

四月一日には同一労働同一賃金が中小企業にも適用され、さらに、七〇歳までの就労確保が努力義務化されます。東自教と共闘労組は、継続雇用者の待遇差の解消と、六五歳定年への引き上げを要求の基軸に取り組んでいくことを決定しました。

コロナ渦という厳しい情勢だからこそ、労使が真摯な交渉を実施し納得の上で職場運営を行うっていく必要があると考えています。

貴社におかれましては、統一要求の趣旨を理解され、組合員の切実な要求である左記統一要求の円満解決を図られるよう要求致します。

## 記

- 一、全ての自教労働者に一〇〇〇〇円以上の賃上げを行うこと。
- 二、継続雇用者の賃金・労働条件を改善すること。
- 三、定年を年金満額支給開始年齢に引き上げること。
- 四、初任給を引き上げること。
- 五、年間一時金として平均一五〇万円以上を支給すること。配分は夏期分四五％、冬期分五五％とし、夏期分は七月〇日、冬期分は十二月〇日までに支給すること。
- 六、その他、別紙による各支部ごとの要求を解決すること。
- 七、右要求について三月二五日に団体交渉を行い回答すること。

以上

二〇二一年三月一八日

## 東京自動車教習所労働組合

執行委員長 熊谷 浩行

同

殿